
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
実施方針に関する質問への回答

令和6年7月31日

呉市

実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	6	第2章	1	(6)オ (a)⑤	事業者が行う業務範囲	「事業用地は・・・若しくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。」と記載されていますが、入札公告時には決定されているとの理解でよろしいでしょうか。	杭の引抜工事の施工事業者は、本事業の落札者決定後に選定します。
2	6	第2章	1	(6)オ (b)⑦	運営業務	粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみを、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬するとありますが、当該有害ごみ・危険ごみの想定発生量を入札公告にご明示頂けないでないでしょうか、また、運搬回数、日時は、運営事業者にて想定との理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告時に参考値を示します。 後段については、入札公告時に示す内容を基に事業者により運搬回数等を想定してください。
3	6	第2章	1	(6)オ (b)⑨	運営業務	「運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適合物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する」となっています。一方、貴市が行う業務範囲とし、7ページ、カ、(d)に記載の「焼却灰等の資源化及び最終処分」において、搬入不適合物の最終処分は、貴市の業務範囲と読み取れます。搬入不適合物の最終処分場への運搬は、貴市の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適合物については、原則として、事業者が本施設内に適正に保管し、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬するものとします。ただし、搬入不適合物のうち呉市一般廃棄物最終処分場で埋立てできないものについては、本市が処分します。
4	6	第2章	1	(6)オ (b)⑨	運営業務	運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適合物について、原則、本施設内に適切に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬するとありますが、想定される当該搬入不適合物の種類、形態、想定発生量を入札公告にてご明示頂けないでしょうか。また、運搬回数、日時は運営事業者にて想定との理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告時に参考値を示します。 後段については、入札公告時に示す内容を基に事業者により運搬回数等を想定してください。
5	6	第2章	1	(6)オ (b) ③、 ⑦、⑨	運営業務	料金徴収の代行、有害ごみ・危険ごみの呉資源化施設への運搬業務、搬入不適合物の最終処分場への運搬が運営業務の範囲として記載されていますが、SPCから下請けへの再委託は可能との理解でよろしいでしょうか。不可能の場合、SPCの人員もしくはSPCへの出向者で本業務を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	料金徴収について、SPCを指定公金事務取扱者に指定する予定です。指定公金事務取扱者から公金事務の一部を委託する場合は、地方自治法を遵守してください。 一般廃棄物の運搬は、廃掃法に基づき、SPCからの再委託はできません。運搬業務は、SPC人員又はSPCへの出向者が実施するものとします。

No	頁	大項	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	7	第2章	1	(6)ク (b)	雇用等への配慮	<p>①「下請人等を選定する際は、本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所に限る。）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。」とありますが、本記載の場合、呉市内の本社又は本店がある場合においても、建設業許可の主たる営業所を他都市にしている事業者は地元企業から排除されることとなります。他自治体の事例と同様に、「本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者（以下「地元企業」という。）」にはしてはいかがでしょうか。</p> <p>記載を「含む」に変更することで本社又は本店の地元企業に加え、建設業許可において主たる営業所を市内に置いている企業も地元企業に含まれることになり、市内に拠点を置き、市内での事業活動を重視している企業を地元企業とする位置づけになるのでしょうか。</p>	<p>地元企業の定義は、「本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者」とします。</p>
7	7	第2章	1	(6)ク (b)	雇用等への配慮	<p>「下請人等を選定する際は、本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所に限る。）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。」とありますが、「（建設業許可事務ガイドラインについて（令和4年12月28日国不健第463号）に規定する主たる営業所に限る。）は、本店に掛かる説明文と理解してもよろしいでしょうか。</p> <p>上記の場合、建設業許可の主たる営業所を市外で登録している場合においても、本社が市内にある場合は地元企業になると理解します。</p>	<p>No. 6の回答を参照してください。</p>
8	13	第3章	3	(2)ア (e)	入札参加者の構成企業の要件	<p>建築物に係る建設工事の実績要件として、地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物となっていますが、環境省の全連続燃焼式焼却施設の定義に準じ、処理方式は焼却（ストーカ、流動床等）、ガス化溶融（シャフト、キルン、流動床等）は問わないとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	14	第3章	3	(2)ウ	本施設の運営を行う者の要件	<p>「…、次の施設要件の運転管理業務を行った実績を有すること。」とありますが、当該実績を証する書類として、他自治体からの該当する業務の委託契約の写し等でよろしいでしょうか。 また、「なお、該当する実績がPFI又はDBO 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、…」とありますが、どのような書類を想定されているかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。 後段については、株主名簿記載事項証明書、当該特別目的会社の定款、株主間協定書、基本契約書等の写しを想定していますが、同様の内容を証する他の書類も可とします。</p>
10	27	別紙2	運営段階	-	搬入不適物の混入リスク	<p>搬入されるごみから不適物を全て除去することは現実的に不可能です。現実的に除去することが困難な不適物の混入による損害については、協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、事業者は善良なる管理者の注意義務をもって不適物の除去を行ってください。</p>

実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見
1	5	第2章	1	(6)オ	事業の内容	「事業者は、事業期間を通じ、本市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。」とありますが、事業者のノウハウが反映できない工事負担金については、入札の公平性の観点から、貴市所掌にさせていただく、もしくは入札に折り返す金額を貴市よりご提示いただけないでしょうか。
2	7	第2章	1	(6)ク (a)	雇用等への配慮	貴市内の人材雇用を最大限配慮致しますが、雇用状況等に応じては貴市外の人材を雇用させていただく可能性もありますことをご理解頂けますようお願い致します。
3	9	第3章	1	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	対面的対話結果から入札提案書の提出まで約1月しかなく、対面的対話での議事内容を入札提案書に反映するための十分な検討期間が得られません。呉市様に向けたより良い提案を行うためにも、対面的対話の開催時期の前倒し（1月以上）を希望致します。